

平成31年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月19日（火曜日）午後2時00分～午後2時56分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 半 沢 正 典 | 2番  | 誉 田 憲 孝 |
| 3番  | 二階堂 武 文 | 4番  | 梅 津 一 匡 |
| 5番  | 栗 野 啓 二 | 6番  | 本 多 勝 実 |
| 7番  | 高 橋 一 由 | 8番  | 安 藤 喜 昭 |
| 9番  | 片 平 秀 雄 | 10番 | 東海林 一 樹 |
| 11番 | 高 橋 道 也 |     |         |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

|                           |         |         |         |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| 企 業 長                     | 木 幡 浩   | 副 企 業 長 | 須 田 博 行 |
| 理 事<br>二本松市長代理<br>二本松市副市長 | 斎 藤 源次郎 | 理 事 長   | 高 橋 宣 博 |
| 理 事 長<br>国 見 町 長          | 太 田 久 雄 | 理 事 長   | 佐 藤 金 正 |
| 代表監査委員                    | 井 上 安 子 | 事 務 局 長 | 今 泉 繁   |
| 次 長 兼<br>施設管理課長           | 阿 部 雅 人 | 総 務 課 長 | 長 南 敏 広 |

事務局出席者

|                          |         |                          |         |
|--------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 総 務 課<br>課長補佐兼<br>総務経理係長 | 菅 野 幸 夫 | 施設管理課<br>課長補佐兼<br>施設第二係長 | 片 平 一 彦 |
| 総 務 課<br>契約管財係長          | 加 藤 忠   | 施設管理課<br>施設第一係長          | 佐久間 勲   |
| 施設管理課<br>水質管理係長          | 菅 野 晃   | 総 務 課 主 査                | 押 見 新 一 |
| 総 務 課 主 査                | 加 藤 博 高 | 総 務 課 主 査                | 菅 野 茂 明 |
| 総 務 課 主 査                | 山 田 吉 則 | 総 務 課 副 主 査              | 山 内 康 裕 |

---

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 副議長の選挙
- (6) 議案第1号ないし議案第4号の提出
- (7) 提案理由の説明
- (8) 一般質問
- (9) 討論、採決

---

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 副議長の選挙
- (3) 議案第1号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (4) 議案第2号 平成31年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (5) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (6) 議案第4号 専決処分承認の件

午後2時00分 開 会

議長（半沢正典）定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

7番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

6番、本多勝実議員、9番、片平秀雄議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月19日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（半沢正典）ご異議ございませんので、会期は2月19日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたしております。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、7番、高橋一由議員を指定いたします。

日程に従い、副議長の選挙を行います。

これは、副議長が欠員となっていることによるものであります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとして、その指名は議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（半沢正典）ご異議ございませんので、選挙の方法は、指名推選によることとし、その指名は、議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会副議長に、高橋一由議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、高橋一由議員を当選人と決して、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（半沢正典）ご異議ございませんので、ただいま、指名いたしました、高橋一由議員が企業団議会副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、高橋一由議員が企業団議会副議長に当選されましたので、告知いたします。

副議長に当選されました高橋一由議員をご紹介します。

副議長（高橋一由）只今、副議長にご指名、まことにありがとうございます。これ以後は、議長を補佐し職務を

全うして参りますので、皆様方のご支持、ご支援をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございます。

**議長（半沢正典）** 日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号ないし議案第4号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

**【企業長（木幡 浩）登壇】**

**企業長（木幡 浩）** 本日、ここに2月企業団議会定例会の開会にあたりご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成30年度会計補正予算ほか議案3件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

第2期事業運営計画の3年目となります平成30年度も、1年を経過するところでございますが、本年度の事業も概ね完了見込みで計画は順調に実施されておりまして、これもひとえに、皆様方のご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第でございます。

また、浄水場を活用した官民連携による再生可能エネルギー導入の取組みを進めているところで、現在、事業は順調に進んでおり小水力発電につきましては平成31年4月より、太陽光発電につきましては同年6月より稼働を予定しております。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号、平成30年度会計補正予算につきましては、収益的収支の収入において、原子力損害賠償金の収入により増額するとともに、支出において職員の給与改定による人件費の増により増額するものでございます。

議案第2号、平成31年度会計予算につきましては、業務の予定量を年間総給水量3,992万3,374立方メートルと見込み、第5期財政計画に基づき事務の効率化を図り、経費の削減に意を用いながら予算編成したものでございます。

議案第3号、水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては関連する法律の一部改正に伴う条例の一部改正となります。

議案第4号、専決処分承認の件につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する規約変更の件につきまして、専決処分をいたしましたのでご承認をお願いいたしますものであります。

以上が、提出議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、

よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

事務局長（今泉 繁）それでは、お手元の議案書等にしがいて、ご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。

議案は、第1号から第4号の4議案となっております。議案第1号が30年度補正予算、議案第2号が31年度予算、議案第3号が水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第4号が専決処分承認の件であります。

各議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

はじめに、議案第1号、平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第3条までとなっております。

まず、第1条、収益的収入及び支出であります。収入におきまして、1,336万円を増額し、支出におきまして、104万3,000円を増額するものであります。

2ページをお開き願います。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費104万3,000円を増額するものであります。

以上が議案第1号の内容であります。詳細は別冊の平成30年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

平成30年度補正予算説明書の2ページをお開き願います。

補正予算の内容は、収益的収支の収入におきまして、原子力損害賠償金の収入により営業外収益1,336万円を増額するとともに、支出におきまして、給与改定による人件費の増により営業費用104万3,000円を増額するものであります。

3ページは補正予算実施計画であります。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益第2項の営業外収益におきまして、東京電力からの原子力損害賠償金収入に伴いまして、雑収益1,336万円を増額するものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。次に、支出であります。第1款水道用水供給事業費用第1項の営業費用におきまして、職員の派遣元であります福島市と伊達市の給与改定により、原水及び浄水費39万2,000円、送水費17万1,000円、総係費48万円を増額するものであります。

続きまして、5ページをお開き願います。

補正予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、補正後の資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、61億7,528万4,000円となる見込であります。

6ページから7ページは、給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

続きまして、8ページをお開き願います。

8ページから10ページは、補正予算説明であります。これは、収益的収入及び支出の補正額につきまして、節ごとに説明いたしましたものであります。詳細は記載のとおりであります。

議案第1号、補正予算の説明は以上でございます。

ここで、議案書にお戻りいただきまして、3ページをお開き願います。

議案第2号、平成31年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は第1条から第9条までであります。

平成31年度予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を3,992万3,374立方メートル、一日平均給水量10万9,080立方メートルと予定しているところであります。

第3条、収益的収入及び支出であります。収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益45億9,452万7,000円を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用48億8,532万6,000円を予定しているところであります。

続きまして、4ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出であります。収入は、ございません。

支出におきまして、第1款資本的支出23億8,017万2,000円を予定しているところであります。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23億8,017万2,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,899万8,000円、並びに過年度分損益勘定留保資金23億5,117万4,000円で補てんするものであります。

第5条、継続費では、遠方監視制御設備更新事業の実施にあたり継続費の総額と年割額を示しています。

第6条、債務負担行為では、債務負担行為をすることができる事項として水道施設整備基本計画策定支援業務委託の期間及び限度額を示しています。

続きまして、4ページをお開き願います。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用であります。流用できる範囲を、営業費用と営業外費用との間と定めたものであります。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。給与費及び交際費であり、それぞれ記載のとおりであります。

第9条、たな卸資産購入限度額であります。これは、緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を337万円と定めたものであります。

以上が議案第2号の内容であります。詳細は別冊平成31年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。

ローマ数字Ⅰの重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。ここでは、固定資産の減価償却方法など、一つの会計事実にも複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしているものであります。

アラビア数字1に示しましたとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに、定額法であります。

2に示しましたとおり、引当金の計上方法は、賞与引当金、法定福利費引当金ともに、32年度支給・支出見込額のうち31年度の負担に属する額を計上してあります。

3に示しましたとおり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式であります。

ローマ数字Ⅱの予定貸借対照表等に関する注記であります。ここでは、アラビア数字1、引当金の取崩しといたしまして、賞与及び法定福利費について、31年度の支出額が明らかになるように、引当金の取崩額を明記しているものであります。額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、4ページをお開き願います。

4ページから6ページは予算実施計画であります。要点を説明申し上げます。

4ページ、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益として、45億9,452万7,000円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益であります。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料であります。第2項営業外収益は、預金利息、国庫補助金、長期前受金戻入等であります。国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものであります。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の31年度の減価償却費相当分を収益化するものであります。

また、雑収益には、太陽光発電事業及び小水力発電事業に係る用地貸付料を見込んでおります。

5ページは、支出でございます。第1款水道用水供給事業費用として、48億8,532万6,000円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費までで第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費までであります。第2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。その他、詳細は記載のとおりであります。

続きまして、6ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。収入はございません。

支出であります。第1款資本的支出として、23億8,017万2,000円を予定しているところであります。遠方監視制御設備の更新・薬品注入設備の更新等に係る事業費、並びに企業債償還金等の

支出であります。

次に、7ページ、予定キャッシュ・フロー計算書であります。資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動・投資活動・財務活動に区分しまして、それぞれの現金の動きを作成しております。

予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、53億5,440万6,000円と見込んだものであります。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

8ページから12ページは給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでございます。

次に、13ページは継続費に関する調書でありまして、記載のとおりでございます。

次に、14ページは債務負担行為に関する調書でありまして、記載のとおりでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページ及び17ページは、平成30年度末の予定損益計算書であります。これは、年度末に予想される企業団の一年間の経営成績を表したものであります。平成30年度の損益状況は、税抜1億7,906万1,000円の純損失を見込み、その結果、平成30年度末の未処理欠損金は、13億7,295万5,000円と見込んだものであります。

続きまして、18ページをお開き願います。

18ページ及び19ページは、平成30年度末の予定貸借対照表であります。年度末の企業団の財政状況を見込んだもので、平成30年度末における資産合計及び負債資本合計は、1,014億8,608万7,000円となるものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

20ページ及び21ページは、平成31年度末の予定貸借対照表であります。平成31年度予算に基づく経営活動により、想定される財政状況を表したものであります。平成31年度末における資産合計及び負債資本合計は、985億3,483万4,000円となるものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

22ページから29ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別に表したほか、前年度当初予算と対比した表であります。詳細は記載のとおりでございます。

議案第2号、平成31年度予算の説明は以上でございます。

ここで、議案書にお戻りいただき、6ページをお開き願います。

議案第3号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、7ページの提案理由にありますように、水道法施行規則の一部を改正する省令により、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学に関する規定の追加と技術士の試験科目の見直しにより、所要の改正を行うものであります。



施行期日は、平成31年4月1日からの施行となります。

続きまして、8ページをお開き願います。

議案第4号、専決処分承認の件でございます。福島県市町村総合事務組合同規約の変更に関しては、地方自治法の規定に基づき、総合事務組合を組織しているすべての市町村や一部事務組合の議会の議決、又は専決処分が必要となるものであります。規約変更の内容は、会計管理者について新たな条項の追加、事務局の設置及び職員に係る条項の移動、監査委員の人数及び任期の変更並びに条項の移動を行うため、規約の変更が必要となったものであります。

なお、総合事務組合への議決又は専決処分の回答期限が昨年12月28日で、議会を招集する時間がないことから、昨年11月26日に専決処分を行ったので、議会からの承認を求めるものであります。

議案第1号から第4号までの議案の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（半沢正典）** それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、7番、高橋一由議員です。

それでは、発言を許します。

7番、高橋一由議員。

**7番（高橋一由）** 議長、7番。

**議長（半沢正典）** 7番。

**7番（高橋一由）** それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

先ほど、副議長に選任されながら微妙な立場でありますけれど、ご理解をいただきまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、木幡企業長を始め職員の皆さんには安定した水の供給を賜っておりまして、御礼と感謝を申し上げたいと思います。

今回、通告させていただきましたのは、何度も何度も繰り返し発言しておりました、大変恐縮ではありますが、昭和63年に企業団を発足するための協定書が交わされておりまして、その第5条に示されているとおり総括原価主義を持って統一料金とするということが我々からすると約束されているというふうに理解をしまして、平成10年に伊達町議会議長になって初めてこちらにお邪魔して、以来、4年、そして合併して4年間、間があつて平成18年からまたこちらにお邪魔させていただいて、毎回だと嫌がられるだろうなということで1回置きくらいずつにこの議論をさせていただいておりまして、いろいろと当局の皆さんにも工夫していただきまして事務レベルでの会議、理事会、そして副市町長との会議等々重ねていただきまして、ちょっと言葉は強すぎたのですが、そろそろお互いに司法に判断してもらってはどうかとお話し申し上げたところ、平成28年度中には何らかの結論を出したいと思いますということでお答えをいただきながら、鋭意努力をさせていただいて一定の結論を出していただいたというところでございます。

さらにもう一步というところで今日もその第5条について、経過並びに現況について最初にお尋

ねしたいと思いますので、ご答弁よろしく申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

63協定の第5条の当時の経緯につきましては、構成団体副市町長を委員とする63協定のあり方検討委員会において、平成28年度に調査をしております。

経緯でございますが、昭和60年5月に給水料金の負担の方式を水量割とするべきか、送水距離を考慮した事業費割とするべきかを巡って構成市町間で協議がなされ、福島県の調整により昭和60年8月に水量割とすることの方針が決定されたものでありまして、この方針が協定第5条の地域格差のない統一料金に反映されたものであります。

この協定書の締結につきましては、昭和63年5月に開催されました企業団理事会に協定案が示され、原案どおり承認を得た後に、同年6月1日に締結に至ったものであります。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（高橋一由）今、執行部からの答弁は終始そういう状況でありますけれども、ここで改めまして状況をお話しさせていただきたいと思っております。

国の指導が二つ入りまして、建設省は日産30万トンでいいのではないかと、それから厚生労働省は20万トンで十分だという二つ、国からの提案があって、どちらからも補助されないと進めないことから、県が間に入ってくれたようです。今も24万9,000トンというのがこの企業団が持っているダムからの給水の限度の数字がございます。

これは、県が25万トンの間を取れと、でもそれだとちょうど過ぎるという話から24万9,000トンという数字が出てきたと伺っております。

今、現存されている首長さんも少なく、合併間際には梁川の池田町長さんにお尋ねしてそういう経過はあったということは、当時から議員をしているのは、私は昭和61年から議員をしております、今はそういう方はどこにもいらっしゃらなくて私だけが言い続けている状況になって浮いておりますけれども、当時の話はそういう話だったということでございます。

そして、その4万9,000トンの調整をどうするか、国土交通省は低くすることにはオッケーで、厚生労働省は20万トンから24万9,000トンの必要性を求められたということから、それぞれ将来像を提出して、24万9,000トンに近づけて行ったと伺っております。

それは協定書の別表第1の中にも表れて参りまして、昭和90年という表示がありますけれども、そこでの日産の給水量は、この協定書によりますと23万1,570トンということで、二十四、五万トンに近い数字が掲げられてこの協定が組まれたということでございます。

文字どおりこのとおりに行った市町は我々伊達市の中ではほとんどありませんし、当時の梁川町さ

んは7,450トンの昭和75年度の段階での数字が昭和90年度では1万6,275トンという倍以上になるような人口増の計画もその時に提出しているということが、非常に厳しい状況下で何とか折り合いをつけて24万9,000トンに近付けようと知恵を絞ったと。そうしますと、その負担割合が大きいとそれに伴う予算の負担も割合が大きくて補助金に対する市町の負担も増えると。そこは了としながらお互いに水企業団を作り育ててきたというのが実態というふうに捉えております。

そのような経過の中から残念なのはこの協定をとりあえず一回守っていただけませんかということから本当のスタートがあるのかなと捉えておまして、再度のご答弁をいただくことになりまされども、このことについて、絆を深め、そして企業長におかれましては広域行政の先頭に立っていただいてまとめていただきたいと、我々も一生懸命支持しながら中心になっていただけたところといっしょになってこれからの行政、これからの市民のための政治というものを実現していきたいと思っているところです。

何度も何度もこのようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、ここで一旦区切ってご答弁をいただきたいと思えます。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

**企業長（木幡 浩）** お答えいたします。

今、議員の方から事業の創設時の経緯をお話いただきました。全国的に、インフラを作るときに過大見積もりをして、その後大変困った事態に陥っているというのは、実はかなり実例があります。そういった反省に立って今はしっかり見積もる、あるいは人口にしても厳しく減少なら減少というものを前提に見積もらなければならないという風潮になってきていると思えます。

私は、過去の経緯は十分詳しくはない訳でありますけれども、協定書が交わされて、そしてその後で現在の料金算定の仕組みが設定された。議員はこれを協定に基づかないというご認識だというふうにお話しされている訳ですけれども、当時の皆さんが協定違反として協定に基づかずに料金を設定したものだとは考えずに、当然、基本的には協定に基づく料金として企業団の議会でも、あるいは当然企業団の議会というのは各構成市町の代表の方々が集まっておりますし、こうやって各首長達も実際は来ておる訳であります。その点では皆さんの認識としては協定に基づく料金だというのが基に今まで来ているのではないかと、私は思います。

当然、なかなかそうは考えられないという方もいらっしゃるかもしれませんが、現に今回の63協定のあり方検討委員会におきましても、現在の料金の算定の仕組みが、第5条でいう統一料金だということでおおむね認識は一致していると。もっとも、伊達市さんの方は、なかなかそうはいかないというのは当然異論があるというのは書かれている訳ではありますが、そこは決して、みんながこれは違っているのだというよりは、大方はそれに基づくものだということであるのではないかと考えております。

やはり、事業着手はそれぞれが参画水量を持ち寄ってようやく基本的なフレームを作っておりますので、その審議に基づくものはなかなかそれは皆さん色々な、複雑な関係者がいる訳ですからやむを得ないのは現実だと、私は思います。

しかし、今は当初のハードの部分を償却していく、あるいはそれを現実的に現在の料金でお返ししていく段階にある訳ですけれども、これは徐々に変わってきて、通常のコストが大きくなっていくようなになれば、また料金のあり方というのは見直していかなければならないでしょうし、基本的な仕組みはそう簡単に変えられなくても、我々企業団執行部側としてはできる限り、おいしくて安全で、できれば安い水を安定供給したい訳です。

その点では、今回も先ほどご報告させていただきましたように、再生可能エネルギー発電を企業資産の有効活用を図って、少しでも我々として収入を多くして、あるいはこれからの私の方針としては、全面的に民間に委ねるのはどうかと思いますが、民間で使えるものはできる限り民間を活用してコストダウンを図るという企業経営をしなければならないと思っております。そういった日々の経営努力、更には各市町が最低でも4分の1くらいは余っている状況の中でどのような抜本的な対策が有り得るのか、これまでの前例、検討を良しとせず、前例にとらわれずに検討していきたいと思っておりますので、みんなが誠実にやっている結果としての現状だというのはむしろ議員にも共通基盤に立っていただいて今後どうするかをお考えいただけると幸いと思っておりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（半沢正典）7番。

7番（高橋一由）私も水企業団議会に来てこのことを言い続けながら、半分、そのとおりでないと諦めようかなという答弁を初めていただきました。そういう姿勢で、今までのことは今までのことにして、今ある状況を掌握した中で改めて判断して行かないかというご提案はそのとおりでないかなというふうに思っておりますので、半分だけ納得させていただきたいというふうに思います。

更には、この企業団でも料金を決定するときに議会での説明がありました。全員協議会で詳しくやっていたかと。会議録も私読んでおりました、うちの議長は吉田一政という議長が来ておりました、その時何も言わなかったのかと思ってチェックしたら、言っているのですよ。第5条に統一料金にするとあるよねと。その時、当局から説明を受けて反論ができなくてそのままになってしまったということと、安達の当時の議長さんがこれにあるのにそういうのはおかしいだろうと吉田議長にも食い下がっていた方がおられました。これは会議録を読んで分かったことです。

やはり、当局の議員に対する説得の賜物ということで協定書は若干裏に行ってしまったのかなという感じはします。それはそれで当時のことですので、改めてこれからどうするのかというのは、改めて議論していきたいと思いました。今の企業長の答弁をいただいて。

お互いにいい方向で結論を出せるようにこれからお互いに更に審議を続けることが重要だという

ふうに思いました。

この件は今日はこのくらいにして終わります。

更に、平成19年に企業団の方で我々議会向けの研修会をしていただいた経過がありまして、それはホテル福島グリーンパレスで行われまして、そこに来ていただいたのは、水道協会の経営アドバイザーの公認会計士をやられています池田さんという方に来ていただいて、お話を伺った経過がございます。そこで、二、三知り得たことがありまして、昭和41年に、過去、現在、将来の利用者間の負担の公平をより一層合理的にするために、資金収支主義から総括原価主義に変わりましたよということを教えてもらったり、それから、料金を統一するときには、低い方にあわせなさいという指導、それから、イギリスでは末端まで同じ料金で低廉で行く水を公社化してやったというお話とか色々伺いました。その時に私が質問したのを記憶しておりまして、留保資金というお金はどの程度まで適切なのでしょうかという話をしましたところ、年間売上額くらいが適切であるという指導をいただきました。現状の企業団からしますと40億円くらいが、ほぼ、当時の指導からするといいいのかなという感覚を今、改めてそのように把握して思っているところです。

今、財政計画を立てていただきまして、しかも工夫していただきまして、何とか留保資金を下げながら私共の要求にも応えながら企業団も良い、みんなも良いという形になって、料金を下げるだけ下げていただいたりして9か年の計画を立てていただきました。その基本的な考え方と今後の推移等について、一応説明を受けておりますけれども、質問ですのでご答弁をいただきながら進めて参りたいと思いますので、財政計画の9年間の件について、まずは最初にご答弁いただきたいと思います。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（半沢正典）** 企業長。

**企業長（木幡 浩）** お答えいたします。

現行の第4期財政計画は、計画期間を平成28年度から平成30年度までの3か年を基本といたしておりますけれども、中長期的な視点に立ちまして、給水料金の低廉化を図るために料金算定期間を平成28年度から平成36年度までの9年間として、この間の収支均衡を図るという設定で料金引き下げの改定を行った訳であります。この算定期間におきまして、1期3年ごとに計画を検証いたしまして、予測できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、適時適正な料金の見直しを行うとしております。この経過を踏まえまして、今般の第5期財政計画の策定につきましては、第2期事業運営計画の推進を目的といたしまして、前期財政計画の検証を踏まえ、時点修正と老朽化対策との事業計画を見直し、健全な施設と健全な財政の確立を基本方針として策定したところであります。

なお、算定期間であります平成36年度までの財政収支の見通しといたしましては、計画どおり事業実施した場合の資金残高というのは、今期末の予定残高62億円ある訳ではありますが、これ自体も

ピークの平成27年度の80億円と比べると、ここまで減ってきている状況であります。その上で、平成33年度末は、約44億円にまで減少いたします。その後、回復して平成36年度末には51億円になる見込みでございます。

今、議員ご指摘のありましたとおり、収入と同じくらいがいいのではないかというお話がありました。我々とすれば、これは当初の設備等を償却してかなり経常状態になったような企業であれば、そういったところでよいかと思いますが、現に、我々のようにまだ一番大きな部分が償却しきれていないような企業団については、やはりこのくらいはあるべきではないかという見通しの基に、このような料金改定であれば現行料金による運営は可能と判断したものであります。

なお、先ほど申し上げましたとおり、企業性を発揮して料金を引き下げる努力をしていくというのは、我々としてもこれからも真摯に積み重ねていきたいと思っております。

以上です。

**7番（高橋一由）**議長、7番。

**議長（半沢正典）**7番。

**7番（高橋一由）**ありがとうございます。やはり平成22年度に70億円になりまして、平成24年度には73億円になって、このままではずっと行ってしまうなというところで、80億円まで行って、これをどうかしてほしいということをお願いして対応していただいたことも、この9か年の財政計画にその形が現れたのかなど。異色の赤字の予算を計上しているというのがこの水企業団でございますので、そこは職員の皆さんのご努力に感謝申し上げたいというふうに思っております。

私としましては非常に、平成10年以降の取り組みとしてはいつかどこかで同じ料金でやるということを実現していただいて、当時の首長さん達の想い、そしてそれを引き繋ぎながら発言してきた形としては、統一料金がいいのではないかと考えているのですが、今回の9か年の計画の中でも福島市さんがかなり下がったものですから、上げる方に意を反すというのは非常に難しいのだらうなと思っておりますけれども、私は、前からも何度か申し上げておりますけれども、平均料金で統一にしたらどうかということは何度か申し上げてもらっております。

この辺をまた改めてご検討いただくことをお願いしまして、私の質問を終えたいと思っておりますので、どうか前向きに今の企業長の姿勢で低廉な水の提供のための原価を下げていくという一環の流れとしても、統一料金化の進め方もご尽力、ご努力をいただきたいというふうに思っております。伊達市議会は全員が統一料金を望んでおりますので、企業長が代わるごとに要望書を提出したものですから、もしかするとまたお願いに来るかもしれませんが、その時にはご快諾の上、お受けいただけるとありがたいなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

**議長（半沢正典）**以上で、高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時51分 休 憩

---

午後2時52分 再 開

議長（半沢正典）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、平成31年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、専決処分承認の件につきまして、専決のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第4号につきましては、専決のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会といたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員